

東京電力株式会社福島第一、第二原子力
発電所事故による原子力損害の範囲の
判定等に関する中間指針

平成23年8月5日

原子力損害賠償紛争審査会

り避難等を「余儀なくされた者」の範疇に含めて考えるべきである。

- 3) 以下の〔損害項目〕においては、基本的に避難等対象者の損害の範囲等を示すが、損害項目（検査費用、営業損害、就労不能等に伴う損害等）によっては、本件事故の発生以降、対象区域内に住居がある者のうち、避難しなかった者（以下「対象区域内滞在者」という。）の損害も含まれる。

〔損害項目〕

1 検査費用（人）

（指針）

本件事故の発生以降、避難等対象者のうち避難若しくは屋内退避をした者、又は対象区域内滞在者が、放射線への曝露の有無又はそれが健康に及ぼす影響を確認する目的で必要かつ合理的な範囲で検査を受けた場合には、これらの者が負担した検査費用（検査のための交通費等の付随費用を含む。以下（備考）の3）において同じ。）は、賠償すべき損害と認められる。

（備考）

- 1) 放射線は、その量によっては人体に多大な負の影響を及ぼす危険性がある上、人の五感の作用では知覚できないという性質を有している。それゆえ、本件事故の発生により、少なくとも避難等対象者のうち、対象区域内から対象区域外に避難し、若しくは同区域内で屋内退避をした者又は対象区域内滞在者が、自らの身体が放射線に曝露したのではないかとの不安感を抱き、この不安感を払拭するために検査を受けることは通常は合理的な行動といえる。
- 2) 無料の検査を受けた場合の検査費用については、その避難若しくは屋内退避をした者又は対象区域内滞在者に実

損が生じておらず、賠償すべき損害とは認められない。

- 3) なお、政府による避難指示等の前に本件事故により生じた検査費用があれば、本件事故の発生により合理的な判断に基づいて実施されたものと推認でき、これを賠償対象から除外すべき合理的な理由がない限り、必要かつ合理的な範囲でその検査費用が賠償すべき損害と認められる。

2 避難費用

(指針)

I) 避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した以下の費用が、賠償すべき損害と認められる。

- ① 対象区域から避難するために負担した交通費、家財道具の移動費用
- ② 対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費及びこの宿泊に付随して負担した費用（以下「宿泊費等」という。）
- ③ 避難等対象者が、避難等によって生活費が増加した部分があれば、その増加費用

II) 避難費用の損害額算定方法は、以下のとおりとする。

- ① 避難費用のうち交通費、家財道具の移動費用、宿泊費等については、避難等対象者が現実に負担した費用が賠償の対象となり、その実費を損害額とするのが合理的な算定方法と認められる。

但し、領収証等による損害額の立証が困難な場合には、平均的な費用を推計することにより損害額を立証することも認められるべきである。

- ② 他方、避難費用のうち生活費の増加費用については、原則として、後記6の「精神的損害」の（指針）I ①又は②の額に加算し、その加算後の一定額をもって両者の損害額とするのが公平かつ合理的な算定方法と認められる。